

令和7年国勢調査審査業務に係る労働者派遣業務 に対する質問と回答について

質問1	<u>契約実績調書について</u> 「警備対象延面積」の記載が無い場合、記入しなくて良いか。
回答1	「警備対象延面積」の記載が無い場合は、記入しなくても構いません。

質問2	<u>契約実績調書について</u> 契約期間において、契約書が複数枚にわたる場合、全て添付する必要があるか。
回答2	契約書の写しは、契約名、発注者名、契約金額、契約期間、派遣者数が記載されているページを添付してください。なお、契約延長や本契約に付随する契約書等のご提出いただく必要はありません。

質問3	<u>研修の実施形態について</u> 「従事初日に1時間程度の研修を行った後、業務へ移行する」とありますが、当該研修は初日に全従事予定者を一括で実施する想定でしょうか。それとも、新たに従事する方が都度発生した際に、個別に1時間の研修を実施いただける想定でしょうか。
回答3	研修は、初日に全従事者（12人）向けに一括で実施する予定です。研修内容につきましては、仕様書別紙「調査書類審査業務」に基づいた内容を予定しております。

質問4	<u>派遣元による研修実施の範囲について</u> 質問3の回答が初日一括研修の前提である場合、「研修に参加できない者や変更・追加時は派遣元で適切に情報共有及び研修を行う」との記載について、札幌市で実施された研修内容を共有いただき、同等水準で派遣元が代替研修を行うことで足りる認識でよろしいでしょうか。初回研修を受けられない者に対し、派遣元で代替研修を実施する運用が可能かご確認ください。
回答4	お見込みの認識で問題ありません。本市で実施する研修資料は事前に共有いたします。交代等で新たに業務に従事される方に対しては、派遣元の負担において初日派遣日から業務に支障がないように従事できるようにしてください。

質問5	<u>欠勤・遅刻等発生時の代替対応について</u> 「遅刻・欠勤等の恐れがある場合は速やかに代替者を派遣し、派遣元負担で業務内容を理解させた上で派遣」との記載の趣旨について、即時のスポット要員手配が必要という理解でよろしいでしょうか。あるいは、業務に支障が生じない範囲で既存従事者のフォローによる対応も許容されますでしょうか。
回答5	お見込みの認識の通り、遅刻・欠勤等の恐れがある場合は、原則として即時に代替者を手配いただきます。ただし、業務の進捗状況などを鑑み、業務に支障が生じない範囲であると本市が判断した場合は、この限りではありません。

質問6	<u>シフト制による勤務調整の可否について</u> 派遣期間中は、週1～5日程度のシフト制（ローテーション）により勤務を割り付け、欠勤時のバッファ確保や常時必要人員の安定運用を図る体制とすることは可能でしょうか。運用可否と留意点をご教示ください。
回答6	契約期間中の派遣労働者につきましては、原則交代しないことを想定しております。よって、シフト制による勤務割り付けはできません。仕様書の「10 就業条件」を有する派遣者を選任願います。

質問7	<u>欠勤者対応における派遣人数の考え方について</u> 仕様書上の「12人」は、常時稼働人数としての上限を指すのか、欠勤・交替要員を含む延べ人数としての目安なのか、定義をご教示ください。 万一週5日固定での運用を前提とする場合、欠勤発生時はスポット要員の即時投入が必要になる認識でよろしいでしょうか。
回答7	常時稼働人数を指します。欠勤・交代要員は含みません。 週5日固定での運用を前提としておりますので、お見込みの認識の通り、欠勤等の恐れがある場合は即時に代替者を手配願います。

質問8	契約実績調書は各派遣スタッフの個別契約書でよろしいでしょうか。それとも弊社と官公庁との大元となる契約書の写しでしょうか。ご確認をお願いします。
回答8	スタッフの個別契約書ではなく、官公庁との大元となる契約書の写しをご提出ください。ご提出いただきたい項目は、回答2のとおりです。